

アリモドキゾウムシの緊急防除を解除

— 鹿児島県西之表市及び高知県室戸市 —

鹿児島県西之表市及び高知県室戸市の一部地域において実施されていたアリモドキゾウムシの緊急防除については、本誌第34号及び54号で紹介したが、両地域における防除効果が着実に上がったことから、植物防疫所の駆除確認調査を実施したところ根絶が確認され、平成10年12月31日付けでいずれも緊急防除が解除された。

両地域における緊急防除の経緯・問題点、駆除確認調査の概要及び本虫のまん延防止と緊急防除事例について紹介する。

緊急防除の経緯・問題点

西之表市 平成2年11月から鹿児島県の緊急防除対策、平成3年1月から植物防疫法に基づく緊急防除が開始され、①寄主植物の移動禁止・除去、②サツマイモの加工処理・埋没、栽培規制、③殺虫剤・除草剤の散布、④合成性フェロモンを利用した誘殺板の設置等が行われた。

当初、発生確認時期が11月であり、気温の低下で低密度の場所ではトラップへの誘殺が認められなかったことや捕獲率の高い誘殺トラップが開発されておらず、さらに防除区域が今までにない広範囲であったことから発生地点の特定が遅れ、防除効果が十分上がらなかった。その後、捕獲率が高いロート型トラップに替えるとともに平成5年

から安価な簡易粘着型トラップを大量に使用したことにより、発生地点の特定が容易となり、短期間に集中して防除が実施できるようになった。

また、ノアサガオ等野生寄主植物の除去は、抜き取りの他、非選択性の除草剤（グリホサートイソプロピルアミン塩液剤）を使用していたが、傾斜地で使用した場合、全ての植物が枯れてガケ崩

れを起こす恐れがあるため、本除草剤に替わる薬剤試験が実施された。その結果、ノアサガオやグンバイヒルガオに有効な選択性のトリクロピル液剤を主に使用することとした。

このような技術的問題を解決しながら防除が進められた結果、本虫の発生は年々減少していった。

駆除確認調査は3回に分けて実施され、平成7年12月31日付けで住吉地区（1,960ha）、平成9年12月31日付けで西之表

地区の一部（4,660ha）、平成10年12月31日付けで西之表地区の630haが防除区域から解除され、西之表市における緊急防除が終了した。

室戸市 平成8年9月から大字元及び吉良川町の一部地域において植物防疫法に基づく緊急防除が西之表市とほぼ同様な内容で開始された。

防除区域の海岸線には野生寄主植物が群生しているが、この地区は「室戸阿南海岸国定公園」に



フェロモントラップ調査

指定されているため、公園内の寄主植物除去にあたって関係機関への説明に相当の時間を費やしたが、緊急防除の終了後は現状回復を条件に、除去作業の了解が得られた。また、人が近づき難い海岸部の岩場等にも野生寄主植物が自生していることから、その除去には危険や困難を伴いながらの作業が続けられた。

このような努力により、平成9年12月以降本虫の発生はみられなくなり、平成10年12月31日付けで緊急防除が解除された。

駆除確認調査

本確認調査は、植物防疫所が関係者の協力を得て、西之表市（3回目）及び室戸市ともに平成10年8月から10月末日までの3ヶ月間実施した。調査概要は次のとおりである。

- (1) 寄主植物調査 毎月1回サツマイモ、ノアサガオ及びハマヒルガオ等を対象に、できる限り多くの地点から採取して調査した。採取した植物は、原則として20日間保管した後切開調査を実施した。植物の採取状況は、西之表市2種類158地点、29,604個、室戸市5種類168地点、9,469個であった。
- (2) イモトラップ調査 室戸市では防除区域内の寄主植物が防除の過程でほとんど処分されたため寄主植物調査を補完するために本調査を行った。毎月1回、薬剤処理したサツマイモを金網等に入れ野外に放置し、2週間後に回収しアリモドキゾウムシの誘殺の有無を確認する方法で調査した。イモトラップは、250個設置した。
- (3) フェロモントラップ調査 トラップの種類はロート型及び簡易粘着型を使用し、誘引剤は合成性フェロモン剤（スウィートピルア剤）を使用し

た。トラップは防除区域全体に1ha当たり1個の割合とし、西之表市580個、室戸市790個設置した。調査回数は2週間間隔で6回実施した。

(4) 調査結果 上記駆除確認調査においてもアリモドキゾウムシは確認されず、無発生期間を世代数で換算すると西之表市では10世代相当、室戸市では4世代相当経過していることになる。このことから本虫は既に根絶されたものと判断された。

また、本調査に従事した人員は、植物防疫官、植物防疫員及び地元関係者等、西之表市で延べ332名、室戸市で延べ337名であった。

なお、駆除確認調査の実施方法等については、その評価を専門家に依頼し、特に問題はないとの回答を得ている。

まん延防止と緊急防除

アリモドキゾウムシは過去、我が国の未発生地域において下表のとおり発生しており、その都度関係機関の協力を得て、長い年月と莫大な経費をかけ根絶してきた。しかし、平成9年と10年に鹿児島県の屋久島、山川町及び下甕島で新たに発生が確認され、現在でも防除を実施中である。

植物防疫所では主要海空港において、侵入警戒調査や移動禁止植物に関する広報を強化し、本虫の侵入・まん延防止に努めている。本虫は無霜地帯では定着する可能性があるため、都道府県等植物防疫関係者においても、規制地域からサツマイモ等を「持ち出さない・持ち込まない」をキャッチフレーズに、住民に対する啓蒙指導、また、万が一一本虫が未発生地域で確認された場合、最寄りの植物防疫所への通報等についてご協力をお願いする。

表 アリモドキゾウムシの発生事例一覧

発生確認場所	発生確認年月	防除区域・面積	根絶年
鹿児島県西之表市	昭和34年12月	370ha	昭和44年
〃 開聞町	昭和40年8月	105ha	昭和44年
〃 西之表市	平成2年11月	7,250ha	平成10年
〃 中種子町	平成5年9月	265ha	平成6年
〃 山川町	平成6年8月	125ha	平成7年
高知県室戸市	平成7年11月	780ha	平成10年
鹿児島県鹿児島市	平成9年8月	314ha	平成10年
〃 屋久町 及び上屋久町	平成9年12月	1,568ha	防除実施中
鹿児島県山川町	平成10年7月	19ha	防除実施中
〃 下甕村	平成10年8月	12ha	防除実施中